



中唐期における左・右神策軍に関する一考察

著者	李 宇一
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	51
ページ	A373-A401
発行年	2018-04-01
その他のタイトル	A Study of Shen-ce Forces in mid-Tang Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/16161

中唐期における左・右神策軍に関する一考察

李 宇 一

A Study of Shen-ce Forces in mid-Tang Dynasty

LI Yuyi

The Shen-ce army (神策軍) was founded in 754 with border guards originally set up against the Tubo (吐蕃) border, on the western border of Lintao (臨洮). However, with the An-Shi Rebellion (安史の乱) as a turning point, the Shen-ce army was sent to the mainland and later replaced the Guards of Beiya (北衙禁軍) to defend the emperor. In 765, the Shen-ce army become the imperial guards.

In 786, the Shen-ce army was adapted for the left and right Shen-ce army (左・右神策軍) with the establishment of the left and right Shen-ce Lieutenant (左・右神策中尉) and command of the Shen-ce army was handed over to the court eunuchs.

The purpose of this paper is to analyze the constitution of the left and right Shen-ce army personnel and their relationship with the eunuch and be a catalyst for change between the argument about the left and right Shen-ce army.

キーワード：神策軍 (shen-ce army)、中唐時期 (mid-Tang Dynasty)、宦官 (eunuch)、北衙禁軍 (the Guards of Beiya)、李晟 (LiSheng)

はじめに

本論の目的は、徳宗・順宗・憲宗の三朝における左神策軍と右神策軍の成立過程とそれぞれの人的構成および宦官との関係を分析し、左・右神策軍間の勢力の盛衰とその原因について、一つの考察を提示しようとするものである。

神策軍は、吐蕃を防御するため天宝十三（754）載に西北辺境の臨洮郡（現在の甘粛省岷県）に設置された辺防軍であった。しかし、「安史の乱」をきっかけに、内地へ移動し、従来の北衙禁軍に代わって皇帝を護衛する役割を担うこととなる。そして、永泰元（765）年には、禁軍となった¹⁾。

徳宗の貞元二（786）年、神策軍は左・右神策軍に改編され、貞元十二（796）年にそれぞれに神策軍護軍中尉²⁾（以下、神策中尉）が設置され、宦官がこの職を担当することとなった。これにより、宦官は神策軍をコントロールすることができるようになり、唐の後半期において、宦官が政治面で強い発言力を維持する基盤となった³⁾。

徳宗朝（780-805年）以来、神策軍の勢力は次第に強大化し、順宗朝（805年）になると、その兵数が十五万人にいたり、ついに禁軍の中核となった⁴⁾。さらに、神策軍の急激な勢力伸張によって神策中尉の権力も増大し、順宗以降、皇帝の廃立に関してほぼ神策中尉が関わる事となった⁵⁾。

懿宗朝（860-874年）の時、財政赤字と軍の腐敗などの問題が深刻化すると、神策外鎮の勢力

1) 小畑龍雄 [1959] は、宦官の魚朝恩が神策軍の軍権を掌握したことが、神策軍が禁軍となった重要な原因であると指摘する。

2) 神策軍護衛中尉は、唐の後半期に徳宗が創設した官職なので、唐の以前は護軍と中尉の二つの職に分けて存在していた。石井仁 [1990]・越智重明 [1961] は、護軍が禁軍を率いて軍職であることを指摘した。一方、臧知非 [1989] は、前漢以降に中尉が軍を統率する職から監督の職へ変化したと強調した。

3) 賈憲保 [1990] は、徳宗が軍権を握る武人らに対する不信任感があり、これこそ神策中尉制度の形成を促進させたと指摘し、また、神策軍は皇帝の私兵である側面を強調し、これも宦官がこの職を担当してきた理由と説明した。黄樓 [2013] は、神策軍が左・右軍に改編されたことは、藩鎮軍体制から禁軍体制へ転換する過程とみなすべきであるとし、そこで徳宗が多くの軍職を側近の宦官に担当させたのであり、神策中尉の設置は、その変化の結果にすぎないとした。

4) 肅宗以降、北衙禁軍の総数はずっと変化していたが、そのうち、(左右)羽林軍・(左右)龍武軍・(左右)神武軍・(左右)神策軍・(左右)神威軍が強い軍事力を保有していた。しかし、徳宗朝になると、神策軍を除き、他の禁軍はいずれも力を失った。この状況について、小畑龍雄 [1968] は、宦官が率いた神策軍と皇帝権力が強力かつ密接に結びついたことが、その発展を遂げた原因であると指摘した。その一方、神策外鎮の顕著な軍功もその一つの原因であると説明した。また、寧欣 [2014] は、神策軍を構成する兵士の来源を分析し、長安に在住する多くの遊牧民と西北に駐屯する藩鎮の防秋兵及び行營兵の編入が、神策軍発展の原因とする。

5) 何永成 [1990] は、「永貞の内禪」を分析し、順宗朝から神策中尉が皇帝の廃立を左右することが始まったと指摘した。また、王守棟 [2009] は、憲宗以降の八人の皇帝のうち七人が宦官（中尉）によって擁立されたことを明らかにした。

が衰退し、神策軍全体が弱体化した⁶⁾。さらに、僖宗朝（874-891年）になると、「黄巢の乱」が勃発し、反乱軍が長安を陥落させると、神策軍はほぼ壊滅状態となった⁷⁾。

ところで、これまでの神策軍に関する研究は、主に神策軍が辺防軍から禁軍になった原因、神策中尉制度の形成、神策軍の発展、そして神策中尉の権力基盤、という四つの問題点から行われてきた。これらの研究の共通点は、左・右神策軍を一つの集団としてとらえて、神策軍全体と神策中尉あるいは宦官との関係を中心に検討したものと見える。左・右神策軍は、確かに神策軍から分かれて成立した左・右二つの軍であり、同じ「神策軍」の軍号を持っている。しかし、実は、その成立の当初から両軍間の人的構成や宦官との関係などが大きく異なっている。特に呂思勉〔2014〕は、甘露の変を挙げて文宗時の左・右神策軍の間に争いがあったことを指摘したが、その原因が明らかにしていない。そこで本研究では、左・右神策軍を個別の独立した集団として扱い、それぞれの集団における人的構造を分析し、その両軍間の差異を明らかにしようとする。

従来の神策軍研究は、主に編纂史料にもとづき行われてきた。それに対して、本研究では石刻史料を利用する。筆者はこれまで、『唐代墓誌彙編』、『唐代墓誌彙編続集』、『隋唐五代墓誌匯編』、『長安新出墓誌』、『大唐西市博物館蔵墓誌』、『洛陽出土歴代墓誌輯繩』、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』、『西安碑林博物館新蔵墓誌彙編』、『新中国出土墓誌』などの石刻資料集から神策軍に関係する人物の墓誌をピックアップし、その結果、219人の墓誌データを得た。その内訳は左神策軍が66人、右神策軍が62人、神策軍と深い関係がある「奉天定難功臣」集団の人物が42人、代宗の大暦四（769）年二月から徳宗の建中四（783）年までの約15年間の初期神策軍が32人、さらに、徳宗の貞元二（785）年以降、間違いなく神策軍の人であるが、左・右神策軍の所属が不明な者が17人である。本論は、このうち、14点の墓誌を利用する。

本論では、まず、李晟の人事異動を分析し、神策軍における宦官勢力が台頭する原因を明らかにする。次に、左・右神策軍が成立する過程で、軍における宦官の権力の変化と人的構成を分析し、それぞれにおいて軍將たちと宦官の関係を比較しながらその影響を明らかにする。そして最後に、徳宗の貞元十二（796）年から憲宗の元和十五（820）年までの25年間を対象とし、左・右神策軍の勢力に関する変化を着目して、その変化をうながした原因を明らかにする。

6) 朱徳軍〔2016〕は、唐王朝の財政赤字が拡大すると共に、神策外鎮の規模が縮小し、神策軍全体の力が弱体化したと指摘する。

7) 趙雨楽〔1997〕は、神策外鎮の衰退と解体こそ、神策軍全体が壊滅する原因の一つだとする。また、「黄巢の乱」以降、宦官の田令孜・楊復恭は、自らの養子が統率する地方の藩鎮軍を中心に神策五十四都を再建したが、これは従来の神策軍と違い、すでに私兵になったため、楊復恭と昭宗の対立と共に、神策軍が乱を起こして、結局全滅した。

1 神策軍から神策左・右廂（軍）へ

(1) 李晟と神策軍

建中元（780）年、徳宗が即位した時、神策軍は、長安に駐屯する在京の神策軍と、京師の外に駐屯する神策外鎮軍から成っていた。在京の神策軍は、神策都知兵馬使の白志貞が統率し、その下に左・右廂があり、それぞれに兵馬使が置かれていた。神策外鎮は好時・麟遊・普潤・興平・武功・天興・扶風・奉天の各県にあった。これらの神策外鎮軍は相互の隷属関係はなく、独立の軍として存在していた。

建中二（781）年から建中四（783）年にかけて、在京神策軍および神策外鎮軍の多くは、河北（田悦）・河南（李希烈）の反乱を鎮圧するため出軍し、河北・河南・山南の諸軍行営に隷属した（表1参照）。これらの河北・河南・山南へ出兵した諸神策軍の中で、後に神策軍の中核となったのは、李晟が統率する河北行営の神策軍である。以下、その経緯をたどってみよう。

表1 建中年間（780-783年）に、河北・河南・山南へ出兵した神策軍

統率者	官職	軍の構成	人数	出兵期間	出典
李晟	神策先鋒都知兵馬使	神策軍右廂	4000人以上	建中二（781）年	『旧唐書』巻133 「李晟伝」
陽惠元	神策京西兵馬使	神策外鎮（奉天）	3000人	建中三（782）年六月	『旧唐書』巻144 「陽惠元伝」
哥舒曜	東都・汝州節度使	鳳翔・邠寧・涇原 と神策外鎮 （奉天・好時）	万餘人 （のち、神策軍 の人数は不明）	建中四（783）年正月	『資治通鑑』巻228
權秀	不明	神策軍	不明	建中四（783）年	『隋唐五代墓誌匯編』 陝西巻4「權秀墓誌」
尚可孤	荆襄応援淮西使	神策外鎮 （扶風・武功）	3000人	建中四（783）年七月	『旧唐書』巻144 「尚可孤伝」
劉徳信	汝鄭応援使	神策子弟軍	3000人	建中四（783）年八月	『資治通鑑』巻228

李晟は代宗の大暦十四（779）年十月に、神策右廂兵馬使となり、在京神策軍の右廂の兵士を統率していた。その彼が建中二（781）年に神策先鋒都知兵馬使となり、神策軍の一部⁸⁾を率い

8) 当時、李晟は神策右廂兵馬使であったことから、彼が統率する軍隊は、おそらく神策軍右廂の兵士を中心に軍を構成したと推測できる。

て、河北へ赴いた⁹⁾。翌年、洹水で田悦を撃破し、その功績で神策行営招討使となった¹⁰⁾。また、成徳節度使の王武俊による趙州の包囲を解くため、徳宗は、神策軍の一部を援軍として、李晟の配下に属させた¹¹⁾。

ところで、河北の反乱が続いている最中の建中四（783）年十月、「朱泚の乱」が起き、徳宗は長安から奉天へ避難することとなった。十一月、河北にいた李晟は、徳宗を救援するため、神策軍を率いて関中へ引きかえし、その途中、神策行営節度使に任命された¹²⁾。李晟が蒲津から長安の東渭橋へ移動するまでの間、各地の兵士が李晟のもとに集まり、およそ一ヶ月で、四千人から約一万人にまで増えている¹³⁾。当時、李晟は神策行営節度使の職にあったので、彼の麾下に集まる兵士も神策軍の兵士と推測できる。また、興元元（784）年二月、李晟はともに東渭橋に駐屯していた汝鄭応援使の劉徳信を殺害し、三千人の神策子弟軍を吸収した¹⁴⁾。この時点で、

9) 『旧唐書』卷133「李晟伝」3662頁

建中二年、魏博田悦反、将兵围臨名・邢州、詔以晟為神策先鋒都知兵馬使、與河東節度使馬燧・昭義節度使李抱真合兵救臨洺（後略）。

10) 『旧唐書』卷133「李晟伝」3662頁

（前略）三年正月、復以諸道軍擊敗悅軍於洹水、遂進攻魏州、以功加檢校左散騎常侍、實封百戶（後略）。

『資治通鑑』卷227、建中三年七月条、7333-7334頁

神策行営招討使李晟請以所將兵北解趙州之围、與張孝忠分勢圍范陽、上許之。晟自魏州引兵北赴趙州、王士真解圍去。晟留趙州三日、與孝忠合兵北略恒州。

上記の内容から見ると、二つの点に分かる。一つは、建中三（782）年正月、田悦を撃破した功績で、李晟に加官されたことである。もう一つは、建中三年七月の時、李晟はすでに神策行営招討使になっていたことである。つまり、建中三年正月に、田悦を撃破した功績で、李晟が神策行営招討使に任命された可能性が高いと考えられる。

11) 『旧唐書』卷133「李晟伝」3663頁

王武俊攻趙州、晟乃献状請解趙州之围、欲引兵赴定州與張孝忠合勢、欲圍范陽、徳宗壯之、加晟御史大夫、俾禁軍將軍莫仁擢・趙光銑・杜季此皆隸焉（後略）。

莫仁擢・趙光銑・杜季について、『旧唐書』は禁軍の將軍と記すが、『新唐書』は神策軍の將軍とする。また、この頃、李晟は神策行営招討使であったから、莫仁擢・趙光銑・杜季らの三人は神策軍の將軍と判断することができよう。

12) 李晟の職について、『資治通鑑』卷229、建中四年十一月丁丑条（pp.7370-7371）は、

神策・河北行営節度使李晟疾愈、聞上幸奉天、帥衆將奔命。…（中略）…晟引兵出飛狐道、昼夜兼行、至代州。丁丑、加晟神策行営節度使。

と記しているが、後文の内容と合わせて見ると、矛盾している。また、両唐書と李晟の墓誌にも、この神策・河北行営節度使に関する記録は一切ないから、『通鑑』の神策・河北行営節度使は、神策・河北行営招討使の間違いと推測する。

13) 『資治通鑑』卷229、建中四年十一月条、7372頁

李晟行且收兵、亦自蒲津濟、軍於東渭橋。其始有卒四千、晟善於撫御、与士卒同甘苦、人樂從之、旬月間至万餘人。

14) 『資治通鑑』卷228、建中四年八月丁未条、7347頁

八月、丁未、李希烈將兵三万圍哥舒曜於襄城、詔李勉及神策將劉徳信將兵救之（後略）。

『資治通鑑』卷228、建中四年九月丙戌条、7350-7351頁

九月、丙戌、神策將劉徳信・宣武將唐漢臣與淮寧將李克誠戰、敗於滬澗。時李勉遣漢臣將兵万人救襄城、上遣徳信帥諸將家店募者三千人助之（後略）。

李晟の麾下には、約一万三千人の兵士がいたこととなる。

同年二月、もともと奉天の徳宗を助けるために関中に来た朔方節度使の李懐光が乱を起こした¹⁵⁾。彼は奉天(神策)行営都団練使¹⁶⁾の陽恵元を殺害し、その下にいた三千人の神策団練兵¹⁷⁾を吸収した。李懐光の反乱に対応するため、同年三月に徳宗は、荆襄応援淮西使の尚可孤を神策(行営)・京畿・渭南・商州節度使に任命し、他の諸軍とともに李晟の配下に属させた¹⁸⁾。そのため、李晟は神策軍節度・京畿渭南商華等州兵馬副元帥・京畿渭北鄜坊丹延等州節度觀察処置等使に任命された¹⁹⁾。

『冊府元龜』卷453「将帥部・扶櫺門」5374頁

劉徳信、徳宗朝為神策応援淮西招討使。時李希烈、徳信統招召子弟軍戍陽翟。徳信以賊接近、不敢至、率衆赴汝州、其後陽翟・河陽皆陷。

『資治通鑑』は劉徳信を神策將と記し、『冊府元龜』は彼を神策応援淮西招討使と記す。つまり、当時の劉徳信は、神策軍の軍將であったことが明らかである。また、『冊府元龜』に「徳信統招召子弟軍戍陽翟」とあり、これによって、彼が率いていた軍隊は三千人の神策子弟軍と言える。

『資治通鑑』卷230、興元元年二月条、7401頁

朱泚自奉天敗帰、李晟謀取長安。劉徳信與晟俱屯東渭橋、不受晟節制。晟因徳信至營中、數以滬澗之敗及所過剽掠之罪、斬之。因以數騎馳入徳信軍、勞其衆、無敢動者、遂並將之、軍勢益振。

『旧唐書』卷133「李晟伝」3663-3664頁

(前略)時劉徳信將子弟軍救襄城、敗於滬澗、聞難、率余軍先次渭南、與晟合軍。軍無統一、晟不能制、因徳信入晟軍、乃數其罪斬之。晟以數騎馳入徳信軍、撫勞其衆、無敢動者。既併徳信軍、軍益振。『資治通鑑』と『旧唐書』は、いずれも李晟が軍の指揮権を統一するため、劉徳信を殺害したと記す。

15) 『旧唐書』卷144「陽恵元伝」3915-3916頁

及田悅反、詔恵元領禁兵三千與諸將討伐、戰御河、奪三橋、皆恵元之功也。尋加檢校工部尚書、撰貝州刺史、令以兵属李懐光。建中四年冬、自河朔與懐光同赴国難、解奉天之圍。明年二月、懐光背国叛逆、恵元義不受汙、脱身奔竄奉天。会乘輿南幸、懐光怒恵元之逸、令其將冉宗以百餘騎追及於好時泉。恵元計窮、父子三人並投人家井中、冉宗並出而害之(後略)。

16) 陽恵元の官職名について、『資治通鑑』卷230「興元元年二月条」には、神策行営節度使と記す。しかし、この時、李晟も神策行営節度使に任命されていた。『旧唐書』卷12「徳宗本紀興元元年正月条」には、奉天(神策)外鎮軍を統率する陽恵元は、「奉天行営(神策)都団練使」とあるので、おそらく奉天行営(神策)都団練使の間違いだらう。

17) 注の15を参照。陽恵元が統率する軍隊は、間違いなく奉天(神策)外鎮軍であり、また彼自身は、奉天行営(神策)都団練使であることから、その軍を構成する兵士は、神策団練兵と考えられる。

18) 『旧唐書』卷144「尚可孤伝」3911-3912頁

及涇原兵叛、詔征可孤軍至藍田、賊衆方盛、遂營於七盤、修城柵而居之。賊將仇敬等來寇、可孤頻擊破之、因收藍田縣。興元元年三月、遷檢校工部尚書・兼御史大夫・神策京畿渭南商州節度使(後略)。

『資治通鑑』卷230、興元元年三月条、7416頁

(前略)於是遊屯寧、戴休顔屯奉天、駱元光屯昭応、尚可孤屯藍田、皆受李晟節度、晟軍声大振。

尚可孤が統率する神策軍以外は、駱元光が統率する鎮国軍、戴休顔が統率する奉天(神策)の駐屯軍、韓遊魂が統率する邠寧軍も李晟の配下に属された。

19) 『資治通鑑』卷230、興元元年条、7417-7422頁

(三月)丁亥、以李晟兼京畿・渭北鄜・坊・丹・延節度使。…(中略)…(四月)甲辰、加李晟鄜坊・京畿・渭北・商華副元帥。

『李晟鳳翔・隴右節度使・兼涇源副元帥制』『唐大詔令集』卷59、292頁

(前略)奉天定難功臣・司徒・兼中書令・充神策軍節度使・京畿渭南商華等州兵馬副元帥・京畿渭北鄜坊丹延等州節度觀察処置等使・上柱国・合川郡王李晟(後略)。

これらは、李晟が尚可孤・戴休顔・駱元光らを統率できるため、徳宗に任命された職である。

一方、李懷光軍が富平県に到着した時、その麾下にいた孟渉と段威勇が数千人の兵士を率いて李晟に降伏した。彼らは、もと神策軍の将であったから²⁰⁾、孟渉・段威勇が率いる数千人の兵士は、もともと陽恵元が統率し、李懷光軍にくみこまれた三千人の奉天（神策）行營の神策団練兵であることが推測できる。

以上のことから、表1の哥舒曜と権秀以外の神策軍は、すべて李晟に属したことになる。この時点で、李晟は、神策軍を率いる実質的な実力者となっていたとみなしてよいだろう。

(2) 李晟率いる神策軍の解体と神策左・右廂軍の成立

興元元（784）年八月、李晟が長安を回復してからわずか三ヶ月後、徳宗は李晟を鳳翔・隴右節度使及び四鎮・北庭・涇原行營副元帥に任じた。これに関して、『資治通鑑』巻231「興元元年八月癸卯条」に、

李晟は、涇州が吐蕃との辺境のすぐ近くにあり、しばしば節度使を殺害し、つねに乱のものになっていることから、徳宗に対し、自ら涇州へ行き命令に従わない者を処罰し、農耕に努めて食糧を蓄えて吐蕃を除かんことを奏請した。癸卯（四日）、徳宗は李晟を兼鳳翔・隴右節度等使及び四鎮・北庭・涇原行營副元帥とし、爵位を西平郡王に進めた²¹⁾（後略）。

とある。徳宗が李晟を中央から地方の鳳翔・隴右節度使及び四鎮・北庭・涇原行營副元帥に任命したのは、李晟自らがその職を求めたためと『通鑑』は記すが、果たしてそうだったのだろうか。さらに興味深いことは、李晟だけではなく、彼の麾下にいた神策行營の軍将や幕僚らも神策軍外へ異動させられた例も少なくないという点である。それらをまとめると表2「興元元（784）年以降、李晟麾下の文武官の人的異動」のようになる。

表2 興元元（784）年以降、李晟麾下の文武官の人的異動

番号	姓名	入行營前のポスト	行營内のポスト	異動後の所属	異動後のポスト	李晟との関係	出典
1	邢君牙	神策右廂都虞候	神策軍都虞候	鳳翔・隴右鎮	鳳翔都虞候	腹心	『文苑英華』巻648 「西平王李晟収西京露布」

20) 『旧唐書』巻133「李晟伝」3666頁

（前略）懷光將孟渉・段威勇者、本神策將、惡懷光之不臣、既至富平、結陣於軍中、外向大呼而去、懷光不能制。渉・威勇以数千人帰晟、乃陳兵受渉等降卒、乃奏授渉檢校工部尚書、威勇兼御史大夫。

21) 『資治通鑑』巻231、興元元年八月癸卯条、7443頁

李晟以涇州倚辺、屢害軍帥、常為乱根、奏請往理不用命者、力田積粟以攘吐蕃。癸卯、以晟兼鳳翔・隴右節度等使及四鎮・北庭・涇原行營副元帥、進爵西平王（後略）。

							『資治通鑑』卷232 『旧唐書』 卷12「徳宗本紀上」 卷144「邢君牙伝」
2	王佖	不明	衙前兵馬使	鳳翔・隴右鎮	神策将 元帥兵馬使	甥	『資治通鑑』卷231・232 『旧唐書』卷133 「李晟伝・王佖附伝」
3	彭令英	不明	不明	鳳翔・隴右鎮	不明	腹心	『資治通鑑』卷231
4	張彧	神策軍判官	副使 檢校某侍郎 假京兆少尹 都知糧料使	朝官	工部侍郎	娘婿	『資治通鑑』卷232 『旧唐書』卷133「李晟伝」 『冊府元龜』卷484 『奉天録』卷3
5	吳卓	東都・汝州行 營節度副使	不明	鳳翔・隴右鎮	寧遠將軍 監門衛中郎	不明	『隋唐五代墓誌彙編』 陝西卷2「吳卓墓誌」
6	吳誥	不明	神策軍節度副使 都知兵馬使	鳳翔・隴右鎮	鳳翔・隴右元帥副兵馬使	不明	『旧唐書』卷12 「徳宗本紀上」 『文苑英華』卷648 「西平王李晟収西京露布」 『資治通鑑』卷231・233
7	孟涉	神策将	神策京西行營 都知兵馬使	右神策軍	右神策軍大將軍 知軍事	不明	『文苑英華』卷648 「西平王李晟収西京露布」 『貞元新定釈教目録』卷17
8	康英俊	不明	神策右廂兵馬使	不明	不明	不明	『文苑英華』卷648 「西平王李晟収西京露布」 『旧唐書』卷133「李晟伝」
9	彭元俊	神策将	神策行營商州 節度都虞候	不明	不明	不明	『文苑英華』卷648 「西平王李晟収西京露布」
10	孟日華	不明	左歩軍使	左神策軍	左神策軍將軍	不明	『冊府元龜』卷134
11	楊万栄	義武軍兵馬使	義武軍兵馬使	左神策軍	左神策軍先鋒 兵馬使	不明	『文苑英華』卷648 「西平王李晟収西京露布」 『西安碑林全集』卷83 「楊万栄墓誌」
12	李演	不明	牙前将	中央	右驍衛將軍	不明	『資治通鑑』卷231・237
13	鄭雲逵	諫議大夫	行軍司馬	朝官	給事中	不明	『旧唐書』 卷133「李晟伝」 卷137「鄭雲逵伝」 『資治通鑑』卷232
14	于公異	不明	掌書記	朝官	祠部員外郎	不明	『旧唐書』卷137 「于公異伝」

表2に挙げた人物は、二つのグループに分けることができる。

一つは、李晟の一族と腹心たちである（1～4番）。

邢君牙は、建中二（781）年、李晟が河北へ出兵した時、李晟の腹心として²²⁾、神策先鋒都虞候に任命された武人である²³⁾。建中四（783）年、李晟が神策行営節度使となった時、邢君牙もそのまま李晟麾下の神策行営都虞候に任命された。邢君牙は、李晟と共に鳳翔・隴右鎮に異動すると、神策軍都虞候から鳳翔・隴右鎮の都虞候になっている。邢君牙はもともと神策軍の軍将なので、本来ならば神策軍都虞候から神策（左・右廂）都知兵馬使あるいは後の左・右神策軍大將軍を担当することが一般の異動ルートと考えられるが、結局は神策軍から排除された。

王伾は、李晟の甥である。彼は、長安を回復する功績で興元元（784）年に神策将となったが、長安におらず、李晟と共に鳳翔・隴右に異動された。貞元三（787）年、徳宗が李晟の軍権を奪うと、王伾も実権がない右威衛上將軍に異動された²⁴⁾。

次に、李晟の娘婿の張彧は神策行営の幕職官で、檢校某侍郎²⁵⁾・都知糧料使・副使・假京兆少尹²⁶⁾であった。ところで、両唐書の「李晟伝」はいずれも「副使」と記すが²⁷⁾、『資治通鑑』巻230では「判官」とする²⁸⁾。しかし、これら三つの史料を合わせて見ると、判官と副使それぞれは、李晟が副元帥になった興元元（784）年四月前後の張彧の職ではないかという可能性がある。唐後半期では、藩鎮の判官が職事官を檢校する場合は、ほぼ檢校某郎中あるいは檢校某員

22) 『旧唐書』巻144「邢君牙伝」3926頁

（前略）属徳宗幸奉天、晟率君牙統所部兵、倍道兼程、来赴国難。及駐軍咸陽、移營渭橋、軍中之事、晟惟與君牙商之、他人莫可得而聞也（後略）。

23) 『旧唐書』巻144「邢君牙伝」3926頁

建中初、河北諸節帥叛、李晟率禁軍助馬燧等征之。晟以君牙為都虞候、累於武安・襄国・洹水・魏县・清豊討賊有功、君牙擒生斬級居多（後略）。

24) 『旧唐書』巻12「徳宗本紀上」355-356頁

三月…（中略）…丙午、鳳翔隴右元帥副兵馬使吳説為福建觀察使…（中略）…庚戌、以晟甥元帥兵馬使王伾為右威衛上將軍（後略）。

25) 檢校某侍郎について、『冊府元龜』は檢校戸部郎中と記すが、『奉天録』には、侍郎とある。ただ、『冊府元龜』の檢校戸部郎中は、李晟が副元帥になる以前の張彧の官職名であったことが分かる。これに対して、『奉天録』の侍郎は、李晟が副元帥になった後の官職名であったことが明らかである。つまり、李晟が副元帥となるとともに、張彧も檢校戸部郎中から檢校某侍郎へ昇進したことが分かる。

26) 假京兆少尹について、『資治通鑑』と『冊府元龜』は假京兆尹と記録したが、『旧唐書』と『新唐書』の「李晟伝」には、いずれも假京兆少尹と記す。また、同伝に「京兆尹の李齊運」と見え、二つの京兆尹は同時に存在することができないから、この張彧の官名は、假京兆少尹であることがわかる。

27) 『旧唐書』巻133「李晟伝」3667頁

（前略）時京兆府司録李敬仲自京城来、諫議大夫鄭雲逵自奉天至、晟以京兆少尹張彧為副使、鄭雲逵為行軍司馬、李敬仲為節度判官、俾同主軍画（後略）。

『新唐書』巻154「李晟伝」4867頁

（前略）帝欲益西幸、晟請駐梁・漢以系天下望。又進京畿・渭北・鄜坊・商華兵馬副元帥。時京兆司録參軍李敬仲自賊中來、乃署節度府判官、以諫議大夫鄭雲逵為行軍司馬、擢張彧自副。

28) 『資治通鑑』巻230、興元元年二月条、7412頁

（前略）晟曰：「畿内雖兵荒之餘、猶可賦斂。宿兵養寇、患莫大焉！」乃以判官張彧假京兆尹、摺四十餘人、假官以督渭北芻粟、不旬日、皆充羨。乃流涕誓衆、決志平賊。

外郎であったという。これに対して、副使の場合、檢校某侍郎のケースが多かった²⁹⁾。張彧の檢校官は某侍郎であるから、彼は副使であったことが分かる。副使は、行營における上級幕職官である³⁰⁾。つまり、張彧は李晟の行營副使として、李晟と一緒に鳳翔・隴右鎮に異動するはずなのに、結局中央の工部侍郎へ異動し、李晟から引き離された³¹⁾。ちなみに、二年後の貞元二(786)年、張彧は李晟と反目するの政敵の張延賞一党となっている³²⁾。

もう一つのグループは、李晟との関係が不明な者たちである(5~14番)。軍將の吳卓・吳誨は、李晟と共に鳳翔・隴右鎮へ異動している。孟渉は、神策外鎮軍から右神策軍に、孟日華・楊万栄は、藩鎮軍から左神策軍に異動した³³⁾。李演は、牙前將から右驍衛將軍となっている。この「右驍衛將軍」は、散官化していたと考えられるので、これは実職から閑職への異動を意味しているのであろう。

幕僚では、鄭雲逵・于公異の二人がいる。行營下の鄭雲逵は、諫議大夫・行軍司馬であった。行軍司馬は、行營における副使に次ぐ上級幕職官であるが³⁴⁾、鄭雲逵は、わずか三ヶ月、その職にあっただけである³⁵⁾。諫議大夫は、正五品上の職事官であり、貞元四(788)年以降、左・右に分けて、正四品下となった³⁶⁾。しかし、鄭雲逵の異動先は正五品上の給事中となっている。それから二年後の貞元二(786)年、彼も李晟と反目し、張延賞一党となっている。

29) 檢校官と幕職の関係について、頼瑞和 [2008] を参照。

30) 渡辺孝 [2001-a] は、幕職官を高級幕職官と低級幕職官の二種類に分けた。副使・行軍司馬・判官・參謀・掌書記・觀察支使・推官・巡官を高級幕職官とし、隨軍・要籍・驅使官・遂要・孔目官・衙推を低級幕職官とする。

31) 本来、戦時の行營の解散と共に、すべての幕職官は、元の所属する藩鎮あるいは中央へ異動することが普通である。しかし、張彧の場合、彼は行營兵馬副元帥副使であった。李晟は鳳翔節度使へ異動した時、行營兵馬副元帥をそのままって赴任したので、つまり、張彧は彼の副使として、一緒に赴任するはずだと考えられる。

32) 『資治通鑑』卷232、貞元二年十二月条、7477頁

工部侍郎張彧、李晟之婿也。晟在鳳翔、以女嫁幕客崔枢、礼重枢過於彧。彧怒、遂附於張延賞。給事中鄭雲逵嘗為晟行軍司馬、失晟意、亦附延賞。上亦忌晟功名。会吐蕃有離間之言、延賞等騰謗於朝、無所不至(後略)。

33) 孟渉は、もと陽惠元の部下である。また、彼は李懷光が反乱を起こした後に李晟の軍に入った外鎮軍の軍將である。孟日華・楊万栄は、もと定州の義武軍出身で、それぞれは貞元三年と六年に神策軍から他職へ異動した。

34) 行軍司馬の地位・職権・昇進について、嚴耕望 [1969] を参照。同論によると、特に徳宗の時代で、藩鎮における行軍司馬の地位は、次第で増えて、遂に副使の上になったということが分かる。また、行軍司馬を担当する人物は、節度使に昇進することが多いため、行軍司馬を「儲帥」と呼んでいる。しかし、これは、あくまでも藩鎮における行軍司馬であり、行營の行軍司馬と同等にはできないが、その職の重要性を証明することができる。ちなみに、張彧と鄭雲逵の官品を比較すると、行營における副使は、行軍司馬の上だったことが分かる。

35) 『旧唐書』卷133「李晟伝」3667頁

(前略)時京兆府司録李敬仲自京城来、諫議大夫鄭雲逵自奉天至、晟以京兆少尹張彧為副使、鄭雲逵為行軍司馬、李敬仲為節度判官、俾同主軍画(後略)。

36) 『旧唐書』卷42「職官志一」と『新唐書』卷47「百官志二」を参照。

于公異は、神策行營の掌書記から祠部員外郎に異動している。こうして、李晟の麾下にいた幕職官は、結局一人も残らず、全部同じ時期に他の職へ異動し、李晟との関係も疎遠あるいは悪化していくのである。

以上の分析から、李晟麾下の神策軍にいた文武官たちが神策軍から外地の職に異動、あるいは散官を帯びるにとどまり、彼らの持っていた軍事的勢力が解体されたということができのではなかろうか。

そして、この人事異動は、神策軍における宦官勢力の台頭にも大きな影響を与えることとなった。李晟の鳳翔節度使就任からわずか二ヶ月後、徳宗は長安に駐屯する神策軍を再び左・右廂に分けて、宦官の竇文場と王希遷をそれぞれ神策左・右廂の監兵馬使に任命した。『資治通鑑』巻231「興元元年十月戊辰条」に、

(前略) 徳宗は長安に帰還すると、多くの宿将が軍権を掌握していることを非常に嫌い、次第に彼らの軍権を削減した。戊辰(三十日)、徳宗は竇文場を監神策軍左廂兵馬使とし、王希遷を監神策軍右廂兵馬使とし、始めて宦官に禁軍を分けて統率させた³⁷⁾。

とある。李晟の人事異動に関する分析を合わせて考えると、ここでいう「宿将」とは、おそらく李晟と彼を代表とする軍将集団を指すのであろう³⁸⁾。

また、『旧唐書』巻12「徳宗本紀上」興元元年十月戊辰条に、

冬の十月…(中略)…戊辰(三十日)、(徳宗が)宦官の竇文場・王希遷に命じて左・右神策(廂)軍都知兵馬使を監視させた³⁹⁾。

37) 『資治通鑑』巻231、興元元年十月戊辰条、7445頁

(前略) 上還長安、頗忌宿將握兵多者、稍稍罷之。戊辰、以文場監神策軍左廂兵馬使、王希遷監右廂兵馬使、始令宦官分典禁旅。

38) 「李晟鳳翔・隴右節度使・兼涇源副元帥制」『唐大詔令集』巻59、292頁

(前略) 奉天定難功臣・司徒・兼中書令・充神策軍節度使・京畿渭南商華等州兵馬副元帥・京畿渭北鄜坊丹延等州節度觀察處置等使・上柱国・合川郡王李晟…(中略)…可兼鳳翔尹・充鳳翔隴右涇源節度・兼管内及四鎮北庭行營兵馬副元帥、改西平郡王。功臣本官兼官勳如故。

上記の文末に「功臣本官兼官勳如故」とある。「功臣」は「奉天定難功臣」、「本官」は「司徒」、「兼官」は「中書令」、「勳」は「上柱国」を指すので、すなわちここは、李晟がもともと持っている「充神策軍節度使・京畿渭南商華等州兵馬副元帥・京畿渭北鄜坊丹延等州節度觀察處置等使」という職がなくなった意味を示している。『資治通鑑』と両『唐書』によって、同じ時期で李晟のように副元帥の称号を持っている軍将が徳宗に本職から異動された例が一つもないため、「宿将」は李晟を指すことと考えられる。

39) 『旧唐書』巻12「徳宗本紀上」346頁

冬十月…(中略)…戊辰、令中官竇文場・王希遷監左右神策軍都知兵馬使。

とあり、興元元（784）年十月の時点で、神策軍において二つの都知兵馬使が存在したことが分かる。しかし、もとの神策軍には、都知兵馬使は一つしかない⁴⁰⁾。そのため、以上の『資治通鑑』と『旧唐書』の内容は、神策都知兵馬使が廃されたことを意味するのではないかと考えられる。つまり、神策都知兵馬使の代わりに、左廂都知兵馬使と右廂都知兵馬使が、それぞれ左・右廂神策軍を統括する最高職となった⁴¹⁾。この時から、神策軍は事実上、神策左廂（軍）と神策右廂（軍）として、二つの独立集団を形成したと考えることができる。

とすれば、李晟の人事異動と神策左・右廂（軍）の成立の間には何らかの関係があるのではないだろうか。つまり、徳宗が神策軍における李晟の影響力を削減するため、李晟及び神策軍にいた李晟一族と腹心の者をすべて神策軍外の職へ異動させただけでなく、さらに、神策軍も左・右廂（軍）に分けて、それぞれに監軍を設置し、側近の宦官にこの職を担当させたのである。

こうして代宗朝以来武人が神策軍を統率する時代が終わり、かわって宦官が神策軍を統括する時代を迎えるのである⁴²⁾。

2 左・右神策軍の成立とその構造

(1) 神策護軍中尉の誕生プロセス

当初、神策左・右廂（軍）において宦官が担ったのは、ただの監軍であり、軍を統括する職ではなかった。しかし、これ以降、この職は、どのように変化したのだろうか。これについて、まず表3「神策軍における宦官の職権の変化」を見てみよう。

40) 唐長孺 [1957]・黄楼 [2013] は、興元元（784）年以前の神策軍において、都知兵馬使は一つしかないと指摘している。

41) 「李良墓誌」『唐代墓誌彙編』貞元101、1910頁

既而徵赴行在、除殿前射生副兵馬使、行蘄州別駕、兼侍御史。洎扈蹕還京、錫名元從、加神策右廂兵馬使、行虔州別駕、兼侍防史、充左右神威軍糧料使、又改衡州別駕、尋拜右神威軍將軍、累遷御史中丞。

上記の内容から見ると、興元元（784）年、長安に戻った徳宗は、突然神策軍出身ではなかった李良を神策右廂兵馬使に任命したことが分かる。

42) 代宗朝以来（禁軍になったから）、神策軍を統括する人物は、魚朝恩（宦官）・王駕鶴（武將）・白志貞（朝官）であった。魚朝恩は、宦官であったが、自ら神策軍を直接に統括することはなかった。彼は、武將の劉希暹（神策都虞候）・王駕鶴（神策都知兵馬使）らに通じて、神策軍を間接的に統率することができたが、その軍に対する支配力は、かなり脆弱であった。また、白志貞の時代には、彼は神策都知兵馬使を担当していたが、ただ名目上の神策軍の統率者であり、実際の軍権は、バラバラにして諸將に掌握されていた。つまり、こういう時期の神策軍の軍権は、ずっと武將たちに掌握されていた。

表3 神策軍における宦官の職権の変化

職・官名	設置時期	廃止時期	職権	出典
監神策左・右廂兵馬使	興元元(784)年	貞元二(786)年	神策左・右廂を監視する	『資治通鑑』巻231
監句当左・右神策(軍)	貞元二(786)年	貞元十二(796)年	左・右神策軍を監視する	『新唐書』巻50
左・右神策軍護軍中尉	貞元十二(796)年	天復三(903)年	左・右神策軍を統括する	『旧唐書』巻184 「竇文場・霍仙鳴伝」

神策軍における宦官が持っていた職権の変化によって、三つの段階に区分することができる。

第一段階は、興元元(784)年から貞元二(786)年までの3年間である。この時期に、宦官が就いた職は、監神策左・右廂兵馬使であった。これは、神策軍の左廂と右廂の監軍であり、兵士を統率する職ではなかった。神策左廂と右廂の兵士を統率するのは、それぞれの廂兵馬使である。

第二段階は、貞元二(786)年から貞元十二(796)年までの11年間である。貞元二(786)年、徳宗は神策軍の左・右廂を左・右神策軍と改称し、それぞれに大將軍と將軍を設置した。これにともない、宦官の就く監神策左・右廂兵馬使は、監句当⁴³⁾左・右神策(軍)と改称したようである。

第三段階は、貞元十二(796)年から天復三(903)年までの108年間である。貞元十二(796)年六月、徳宗が左・右神策軍にそれぞれ護軍中尉を設置した。これ以降、宦官が左・右神策軍を統率し、左・右神策軍大將軍と將軍が宦官に属することになったのである。

このように、神策軍が左・右廂(軍)から左・右神策軍へ発展するにつれて、宦官の就くポストも監軍から軍の統率へと変化した。これは、徳宗が側近の宦官を神策軍のトップにすえることにより、神策軍を皇帝自らコントロールしようとした結果と言える。

しかし、実際、徳宗の思惑とは正反対の方向に進んでいく。皇帝の權益を代行するはずだった宦官たちは、自らの權益集団を形成し、神策軍を実質的に支配して逆に皇帝を廃立するようになったのである。

何故このような結果に至ったのか。以下、左・右神策軍の人的構成と宦官との関係から分析し、その原因あるいは両軍における宦官の勢力伸張を明らかにしてみたい。

(2) 左・右神策軍の軍将と宦官の関係

まず、左・右神策軍の成立から神策中尉の設置までの期間に、右神策軍に属した軍将からみ

43) 句当は主管するという意味で、監句当左・右神策(軍)は軍の監軍を示す意味である。

てみよう（表4参照）。

表4 第二段階時期の右神策軍の人的構成

姓名	官職	在職期間	功臣称号の有無	出典
孟涉	行右神策軍大將軍・知軍事	貞元四（788）年～？年	奉天定難功臣	『貞元新定釈教目録』 卷17
馬有麟	行右神策軍大將軍・知軍事	貞元四（788）年～？年	宝応功臣・元從	『貞元新定釈教目録』 卷17
楊旻	右神策軍右廿六將・正將	貞元五（789）年以前～ 大和三（829）年	奉天定難功臣	『隋唐五代墓誌匯編』 陝西卷・第4冊 「楊旻墓誌」
羅好心	右神策馬軍十將	貞元二（786）年～？年	奉天定難功臣	『貞元新定釈教目録』 卷17
王元祐	右神策軍府□□使	？年～永貞元（805）年	元從奉天定難功臣	『唐代墓誌彙編統集』 元和060 「太原郡夫人田氏墓誌」
阿史那叙	右神策良原鎮兵馬使	貞元九（793）年～？年	奉天定難功臣と推測する	『旧唐書』卷13 「德宗本紀下」 『新唐書』卷165 「高郢伝」 『隋唐五代墓誌匯編』 陝西卷・第4冊 「李元諒墓誌」

この時期の右神策軍に属した軍将たちの特徴は、「奉天定難功臣」「元從奉天定難功臣」などの功臣号を持っていることである。この功臣号について、『冊府元龜』卷133「帝王部・褒功門二」に、

興元元（784）年四月、德宗は梁州にいた。そこで、諸軍に詔し、奉天から随従している諸軍の軍将と兵士に「元從奉天定難功臣」の称号を賜わり、子午谷より自分に随従した軍将と兵士に「元從功臣」の称号を賜った⁴⁴⁾。

とある。「奉天から随従している諸軍」とは、奉天の争い⁴⁵⁾に参戦した上で、またそのまま德宗を護衛し、梁州へ移動した軍隊を指す。上表の神策軍の軍将らは、馬有麟を除いて、いずれも

44) 『冊府元龜』卷133「帝王部・褒功門二」1609頁

興元元年四月、帝在梁州、詔諸軍從奉天隨從將士並賜為元從奉天定難功臣。從谷口已來隨從將士賜名元從功臣。

45) 奉天の争いとは、建中四（783）年の十月から十一月までの間に、朝廷の軍隊と朱泚が率いた反乱軍が、奉天で戦ったことを指す。

李晟に属したことがあり、興元（784）元年に「朱泚の乱」の平定に参加した軍人であった。つまり、右神策軍を構成した軍将たちは、「奉天定難功臣」「元従奉天定難功臣」を中心とした同じ権益集団に属する人ということができるのではないだろうか。

ところで、馬有麟は、「宝応功臣」の功臣号を持っている。「宝応功臣」とは、射生軍の軍士にのみ与えられる称号である。『新唐書』卷五十「兵志」に、

代宗が即位すると、射生軍は宮城に入れて乱を平定したため、皆に「宝応功臣」の名誉を賜い、ゆえに射生軍はまた「宝応軍」もいう⁴⁶⁾。

とあることから、馬有麟は、もともと射生軍の人であったことがわかる。射生軍は、宦官と密接な関係を持っていたことが、すでに李鴻賓 [2011] および黄楼 [2013] によって明らかにされている。それゆえ、馬有麟と宦官勢力の関係は親密だったと思われる。しかし、馬有麟以外の右神策軍の軍将たちと宦官勢力との関係は不明である。

次に、同じ時期に左神策軍に属した軍将をみてみよう（表5参照）。

表5 第二段階時期の左神策軍の人的構成

番号	姓名	所属	編入時期	官名・職名	元所属	功臣称号の有無	出典
1	莫仁擢	左神策軍	不明	左神策軍 大將軍	神策軍	奉天定難功臣と 推測する	『冊府元龜』 卷134
2	孟日華	左神策軍	不明	左神策軍 將軍	左歩軍使	奉天定難功臣	『冊府元龜』 卷134
3	権秀	左神策軍	貞元初年	左神策先鋒 突將兵馬使	宣武節度神 策同華御營 右廂兵馬使	なし	『隋唐五代墓誌 匯編』 陝西卷・第4冊 「権秀墓誌」
4	王偕	左神策軍	貞元初年	左神策軍 散將	なし	なし	『唐代墓誌彙編 続集』 貞元027 「王偕墓誌」
5	柏良器	左神策軍	貞元二（786）年	左神策軍將 軍・知軍事	浙西鎮	なし	『李文公集』 卷13 「柏良器神道碑」

46) 『新唐書』卷50「兵志」1332頁

代宗即位、以射生軍入禁中清難、皆賜名「宝応功臣」、故射生軍又号「宝応軍」（後略）。

6	李長栄	左神策軍	貞元二(786)年 と推測する	左神策軍 將軍	浙西鎮	なし	『旧唐書』卷13 「徳宗本紀下」 『新唐書』卷126 「韓滉伝」
7	張元芝	左神策軍	貞元三(787)年	左神策軍 大將軍	河東兵馬使	なし	『冊府元龜』 卷134
8	符璘	左神策軍	貞元三(787)年	行左神策軍 將軍・知軍事	河東鎮	なし	『金石萃編』 卷133「符璘碑」
9	何文哲	左神策軍	貞元三(787)年 と推測する	左神策軍馬 軍副將	なし	なし	『隋唐五代墓誌 匯編』 陝西卷・第4冊 「何文哲墓誌」
10	米繼芬	左神策軍	貞元三(787)年 と推測する	左神策軍 散副將	なし	なし	『隋唐五代墓誌 彙編』 陝西卷・第2冊 「米繼芬墓誌」
11	范希朝	左神策軍	貞元四(788)年	不明	邠寧鎮	なし	『資治通鑑』 卷233 『旧唐書』卷151 「范希朝伝」
12	韓全義	左神策外鎮 (長武城)	貞元四(788)年	左神策長武城 行營節度使	陳許兵馬使	なし	『資治通鑑』 卷233
13	高崇文	左神策外鎮 (長武城)	貞元四(788)年	左神策長武城 行營都虞候	陳許鎮	なし	『旧唐書』卷151 「高崇文伝」
14	李彙	左神策軍	貞元九(793)年	左神策軍 左將・都將	朔方鎮	なし	『藩下賢集』 卷11 「涇原節度李常 侍墓誌」 『顔魯公集』 卷4 「李光弼神道碑」

左神策軍の軍將たちは、地方の藩鎮軍から編入した者が目立つ。彼らの中に、神策軍出身者は一人しかいない。また、莫仁擢・孟日華以外は、いずれも功臣号を持っていないことからみると、奉天の争い及び長安を回復した戦争に参加しなかったことがわかる。つまり、左神策軍を構成した軍將は、ほぼ李晟と無関係な軍人ということがいえる。

莫仁擢・孟日華は、奉天定難功臣であるが、いずれも貞元三(787)年に左神策軍から他職へ異動している。莫仁擢は、左神策軍大將軍から左驍衛上將軍へ異動したが、これは事実上の致仕を意味する⁴⁷⁾。また、徳宗は河東兵馬使の張元芝を莫仁擢の後継者として、左神策軍大將軍に

47) 『資治通鑑』卷232、貞元二年九月丁亥条、7472頁
九月、丁亥、詔十六衛各置上將軍、以龍功臣(後略)。

任命すると、左神策將軍の孟日華がこの人事異動に対して不満を抱き、結局、彼も左遷された⁴⁸⁾。

左神策軍の軍将の中で、韓全義・何文哲・王偕の三人は、当時、左神策軍の監軍であった竇文場、あるいは宦官勢力との関係が密接であった。韓全義は、『旧唐書』巻163「韓全義伝」に、

韓全義は軍の出身で、若い頃から禁軍に属し、竇文場に仕えた。竇文場が左神策軍護軍中尉になると、韓全義を「帳中偏将」とし、禁軍を率い長武城に駐屯させた⁴⁹⁾。

とみえる。韓全義は若い時から既に禁軍に所属し、さらに竇文場に仕えていたことがわかる。この若い頃は、具体的に何時を指すのかははっきり判断できないが、引用した史料の後半部からみると、あくまでも韓全義が長武城に駐屯する前のことを判明できる。つまり、これは、貞元四(788)年以前のことを指すのである⁵⁰⁾。ところで、『資治通鑑』に「韓全義」の名が初めて見えるのは、貞元二(786)年十二月条であり、当時、彼の官職は陳許兵馬使であった。そのため、彼が禁軍に在籍したことは、貞元二(786)年十二月以前であろう。貞元二(786)年以前の禁軍には、左・右羽林軍、左・右龍武軍、左・右神武軍、射生軍、神策軍と飛龍兵があった。

「置上將軍及增諸衛祿秩詔」『唐大詔令集』巻101、468頁

左右金吾及十六衛等將軍、故事皆挾勳賢、出鎮方隅、入居侍衛。其左右等衛、自天寶艱難之後、雖衛兵廢闕、而品秩本高。此誠文武勳臣出入遷轉之地、宜增祿秩、以示優崇。並宜加給料錢及隨身幹力糧課等條件處分、以優寵功臣。令其充給、仍舉故事、置武班朝參、其廊下食等、亦宜加給。其十六衛各置上將軍一人、秩從二品。左右金吾上將軍俸料等、並同六軍統軍、諸衛上將軍次於統軍支給。欲求致理、必藉兼才、文武通遷、不令隔限。自今內外文武闕官、於文武班中才望相當者參敘用。仍各依本事、於本衛量置衛兵。所司即條件聞奏。

つまり、左驍衛上將軍は、功臣を優待するために設置された名誉職であり、実権がある左神策軍大將軍と比べることができない。

48) 『冊府元龜』巻134「帝王部・念功」1621頁

三年十一月癸亥、以神策軍大將軍莫仁擢為左驍衛上將軍。丁卯、以河東兵馬使・兼御史大夫張元芝為神策軍大將軍。己巳、詔奉天定難功臣左神策將軍・兼御史大夫武陵郡王孟日華於洪州安置。仍賜絹百匹、充家口路糧。至彼、委本道都團練使、給十人衣糧、以時存問。初、仁擢出官、日華自謂代之、既授張元芝、日華忿於衆曰：「吾於國有功、且父次當遷、今以大將軍授元芝、吾寧貶黜不能事也。朝廷用人失序、何以致理。」大詬拂衣而出。監軍竇文場大怒、列狀請誅、帝念其功、故但黜謫之。

49) 『旧唐書』巻163「韓全義伝」4247頁

韓全義、出自行間、少從禁軍、事竇文場。及文場為中尉、用全義為帳中偏將、典禁兵在長武城(後略)。

50) 『旧唐書』巻163「韓全義伝」によれば、韓全義が左神策軍長武城行營節度使になったのは、竇文場が左神策軍護軍中尉に任命された後のことである。すなわち、これは貞元十二(796)年以後のことである。しかし、『資治通鑑』巻233によれば、韓全義が陳許兵馬使から左神策軍長武城行營節度使に任命されたのは、貞元四(788)年七月とする。貞元四(788)年の段階では、左・右神策軍護軍中尉はまだ設置されておらず、2つの史料の内容は矛盾する。ところが、「南平郡王高崇文神道碑」『文苑英華』巻892に、「貞元初始授陳許節度都侯、及領所部隨韓全義鎮長武城、神策・淮南・陳許・浙右四軍同戍。公總其侯奄之任…(中略)…五年…(後略)」とある。つまり、韓全義が長武城使となったのは、貞元五(789)年以前のことであった。そのため、『資治通鑑』が正しく、ここに貞元四(788)年説を採用する。

これらの中で、射生軍と飛龍兵だけがその創設から一貫して宦官集団の支配下にあった⁵¹⁾。おそらく韓全義は、射生軍あるいは飛龍兵に属していたのではないだろうか。また、貞元四（788）年に、竇文場が韓全義を陳許兵馬使から左神策軍長武城行營節度使にしたのは、左神策軍における自分の勢力あるいは影響力を拡大するための一つ的手段と考えられる。

次に、何文哲をみてみよう。何文哲は両『唐書』に立伝されていないが、1966年に「何文哲墓誌」が出土している。その誌文に、竇文場が自ら何文哲を登用して左神策軍に入れて、馬軍副将に抜擢したことが記される⁵²⁾。この点からみると、何文哲あるいは彼の家族と竇文場あるいは宦官勢力の間に、ある程度の親密な関係があったと考えられる。また、同墓誌には、

父は何遊仙といい、宝応元従功臣・開府儀同三司・行靈州大都督府長史・上柱国であり、尚書右僕射を贈られた⁵³⁾。

とある。何文哲の父の何遊仙が「宝応元従功臣」⁵⁴⁾号を持っていることから、何遊仙は射生軍に属していたことがわかる。すなわち、何遊仙も宦官勢力と関係があったと推測できる。そのため、竇文場は、何遊仙の息子である何文哲を知っており、何文哲を抜擢して馬軍副将の要職を与えたと考えることができる。これも韓全義の場合と同じように、竇文場が左神策軍における自分の勢力あるいは影響力を拡大するための一つ的手段とみなすことができるだろう。

王偕も、射生軍子弟であった。「王偕墓誌」に、

父は王梁卿といい、宝応元従功臣・隴右節度副使・開府・兼太常卿であり、開国公に封じられた⁵⁵⁾。

51) 黄楼 [2014] は、射生軍が内射生と衙前射生の二つの軍隊から構成されたと指摘した。その内に、内射生を統括する内射生使は、ずっと宦官が担当してから、宦官の支配下にあったことが分かる。衙前射生を統括する衙前射生使は、いずれも宦官と深い関係を持っていた武将しか担当できないから、事実上衙前射生も宦官に支配されたと言える。また、齊鋒勇 [1989] によって、飛龍兵は、ずっと宦官（飛龍使）に統括されたことが明らかにした。

52) 「何文哲及二康氏夫人墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷4、107-108頁

貞元初、德宗追惟旧勳、悉求其後、乃下詔兩広、即令搜揚。時開府護軍中尉竇公文場、以公名聞、旋補左軍馬軍副将。

53) 「何文哲及二康氏夫人墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷4、107-108頁

列考遊仙、皇宝応元従功臣・開府儀同三司・行靈州大都督府長史・上柱国、贈尚書右仆射。

54) 「宝応元従功臣」の正式書き方は、「元従」・「宝応功臣」と考える。すなわち、これは、2つの称号である。

55) 「王偕墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷4、55頁

考諱梁卿、皇宝応功臣・隴右節度副使・開府・兼太常卿、封開国公。

とある。父の王梁卿が「宝応功臣」号を持っており、彼は射生軍に属していたことがわかる。そのため、王偕は射生子弟として、若い頃に左神策軍に編入されたと考えることができる。

以上のことからみると、竇文場は、射生子弟やもと部下など自分あるいは宦官勢力と親密な関係を持つ人を中心に左神策軍を補充し、左神策軍における自分の影響力を拡大したとみなすことができよう。

ところで、貞元八（792）年に、左神策軍大將軍の柏良器が右領軍大將軍に異動した。この間の事情は、「唐故特進左領軍衛上將軍兼御史大夫平原郡王贈司空柏公神道碑」に、

翌年（793年）⁵⁶⁾、柏公（柏良器）の友人で望仙門にて禁宿することを犯す者がおり、衛使がこのことを奏言した。（そこで）ついに右領軍衛大將軍に転任し、監する所の者はその衛將の魏循を採用して代わりに將軍とした。これより軍中の政務は、二度とは將軍の手にもどらなかつた⁵⁷⁾。

とある。この時期の「右領軍大將軍」は、すでに散官化していたと考えられるので、柏良器の異動は、事実上、左遷とみなすことができる⁵⁸⁾。また、その背後には竇文場の讒言があったと考えられる⁵⁹⁾。柏良器の代わりに左神策軍の將軍となったのは、魏循であった。「柏公神道碑」には魏循の職名を將軍と記すが、前後の内容から、左神策大將軍と推測できる。さらに、魏循が左神策大將軍となったのは、当時の監句当左神策（軍）であった竇文場が自ら採用した結果と記す。これによって、貞元八（792）年から、竇文場あるいは宦官勢力が左神策軍の軍権を握っていたことがわかる。

以上のことをまとめると、次のようにいえるだろう。徳宗の時期に、左神策軍と右神策軍の人的構成・宦官との関係は、いずれも異なっていることが見てとれる。左神策軍の軍將は、その創設後に、地方の藩鎮軍から左神策軍に編入された軍人が多かった。彼らは、興元元（784）年の「朱泚の乱」の平定に参加しておらず、李晟の麾下に属していた者とは、系統を別にする。

56) 左遷の時間について、『資治通鑑』巻234には貞元八（792）年十二月と記すが、「柏公神道碑」は貞元九年（793）とする。

57) 「唐故特進左領軍衛上將軍兼御史大夫平原郡王贈司空柏公神道碑」『李文公集』巻13、pp.105-108
明年、公之故人有犯禁宿於望仙門者、衛使奏言、遂轉右領軍衛大將軍。所監者乃用其衛將魏循代為將軍、自是軍中之政、不復在於將軍矣。

58) 右領軍大將軍は、左神策軍大將軍と同じ正三品であったが、この頃はすでに名目上の官職になり、実権がない。つまり、左神策軍大將軍から右領軍大將軍へ異動することは、事実上の左遷を示すことである。

59) 『資治通鑑』巻234、貞元八年十二月丙戌条、7539頁

左神策大將軍柏良器、募才勇之士以易販鬻者、監軍竇文場惡之。會良器妻族飲醉、寓宿宮舍。十二月、丙戌、良器坐左遷右領軍。自是宦官始專軍政。

また、宦官出身の竇文場は、自分と親密な関係がある殿前射生（射生軍）子弟を左神策軍に編入させ、左神策軍における自分の権威を確立した。そして貞元八（792）年、当時の左神策軍大將軍の柏良器の左遷とともに、宦官勢力が左神策軍の軍権を完全に握ったのである。

一方、右神策軍の軍將は、李晟時代の神策軍からそのまま右神策軍へ残った人が多い。彼らが「奉天定難功臣」・「元從奉天定難功臣」の功臣号を持っていることから、右神策軍の軍將たちは、興元元（784）年の「朱泚の乱」の平定に参加した軍人で、もと李晟の麾下に属した集団に出自するものが多く占めていたと推測できる。そのため、右神策軍の軍將と宦官との関係は親密ではなくため、右神策軍において宦官の勢力は、左神策軍に比べ、当初は弱かったと考えられる。

3 神策護軍中尉と左・右神策軍

(1) 左神策軍の強盛と衰退

貞元十七（801）年六月、左神策護軍中尉の竇文場が致仕すると、左神策中尉副使の楊志廉が左神策中尉となった⁶⁰⁾。彼はその在任中、人事および財政の両面で左神策軍を強化した。人事面では、精鋭な兵士と有能な軍將を選んで左神策軍に補充し、財政面では、左神策軍の軍事費を貯蓄したことをあげることができる。こうして、楊志廉の在任中に、左神策軍の勢威は盛んとなった⁶¹⁾。

貞元二十一（805）年正月、楊志廉とその仲間が広陵王李純（後の憲宗）を皇太子に擁立した⁶²⁾。そのため、左神策軍は、右神策軍より優位な立場にありつづけることができた。後に順宗朝（在位805年）に起きたある事件は、この状況を証明している。『旧唐書』巻151「范希朝伝」に、

順宗の時、王叔文と彼の朋党が政治を行っており、軍権を韓泰に授けようとした。（王叔文らは）范希朝が年老いて病気がちで制御しやすいことを利用し、（范希朝を）左神策・京西

60) 『資治通鑑』巻236、貞元十七年九月条、7598頁
左神策中尉竇文場致仕、以副使楊志廉代之。

61) 「楊志廉妻劉氏合祔墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷4、66頁
既受戎重、增敵軍容、選將必万人敵、補卒必百夫特。苟匪於是、則莫之取。加乃悉心委積、式贍資儲。府有青鳧廿万緡、廩有紅粟卅万庾。器什山峙、戈鋌林森、數百年間、軍衛之盛、莫之肩矣。

62) 「楊志廉妻劉氏合祔墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷4、66頁
廿年、德宗皇帝別君百靈、太上皇時居疾於震、公與二三元臣翊戴嗣位。
ここの「太上皇」は、順宗を指す。『旧唐書』巻一百五十九「衛次公伝」により、憲宗が太子になったのは、貞元二十一（805）年正月であったことがわかる。また、墓誌の中にも彼が太子になったのは、德宗が死んだ後のことと記したため、墓誌に書いた貞元二十（804）年は、間違い年代であった。

諸城鎮行營節度使に任命し、奉天を守備させた。その上で韓泰を（范希朝の）副官とし、范希朝の後継として節度使に代えようとした。しかし、王叔文が追い落とされると、（韓泰も）罷免された（後略）⁶³⁾。

とあり、王叔文⁶⁴⁾らは宦官の手から左神策外鎮の軍権を奪うため、もともと左神策軍出身の范希朝⁶⁵⁾を左神策・京西諸城鎮行營節度使とし、韓泰を范希朝の行軍司馬⁶⁶⁾に任命した。王叔文は、左神策外鎮軍を掌握しさえすれば、宦官集団の勢力あるいは長安に駐屯する神策軍を圧制できると考えた。その理由はこの時期の左神策軍の実力が、右神策軍を圧倒していたからであろう⁶⁷⁾。

しかし、この時期から左神策軍の力が衰退する兆しもすでに見えている。「楊志廉妻劉氏合祔墓誌」に、

（徳宗の）崇陵（を修造する）にささげたものは、半分がわれらの（左神策）軍から出した。（そのため、）長安の人は、遂に（（負担する）賦役が軽くなった⁶⁸⁾）。

とある。おそらくこれは楊志廉が順宗に気に入られるため、徳宗の崇陵を修造する人力の半分を左神策軍から負担しようとしたことを言うのであろう。これにより、左神策軍の人力は疲弊された。

永貞元（805）年八月、順宗は皇帝となって僅か八ヶ月で、憲宗に譲位した。楊志廉が左神策

63) 『旧唐書』卷151「范希朝伝」4059頁

順宗時、王叔文党用事、将授韓泰以兵柄。利希朝老疾易制、乃命為左神策・京西諸城鎮行營節度使、鎮奉天、而以泰為副、欲因代之、叔文敗而罷（後略）。

64) 『旧唐書』卷135「王叔文伝」3734頁

（前略）叔文與吏部郎中韋執誼相善、請用為宰相。叔文因王伾、伾因李忠言、忠言因牛昭容、軫相結構。事下翰林、叔文定可否、宣於中書、俾執誼承奏於外。與韓泰・柳宗元・劉禹錫・陳諫・凌準・韓曄唱和、日管、日葛、日伊、日周、凡其党儼然自得、謂天下無人。

つまり、順宗朝において、王叔文は事実上の宰相と言える。

65) 『旧唐書』卷151「范希朝伝」4058頁

遊魂入覲、自奉天歸邠州、以希朝素整肅有声、畏其逼己、求其過將殺之。希朝懼、奔鳳翔。徳宗聞之、趣召至京師、置於左神策軍中。

66) 韓泰の官職名について、『旧唐書』卷14「憲宗本紀上」に京西神策行營節度行軍司馬と明記していた。

67) 『旧唐書』卷151「高崇文伝」と同書卷162「韓全義伝」・「高霞寓伝」によると、徳宗の後半期に左神策外鎮軍の勢力が長武城から夏・綏・銀・宥等州へ拡大し、その役割も単なる防秋から内陸の反乱を鎮圧する主力まで変遷していたことがわかる。これに対し、右神策外鎮軍は、ずっと鳳翔・隴右鎮を拠点とし、勢力がずっとそのまま変化しなかった。

68) 「楊志廉妻劉氏合祔墓誌」『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷4、66頁

崇陵所奉、半処我軍。京邑之人、遂薄賦役。

軍の人力をもって順宗の歓心を買わんとしたが、それは無駄となってしまった。結局、憲宗は即位すると、東宮旧臣の吐突承瓘を左神策中尉に任命し、楊志廉は致仕することになった。

また、憲宗の元和四（809）年十月、当時の左神策中尉であった吐突承瓘が、河北で叛乱をおこした王承宗を討伐するため、左神策軍を統率し、河北へ出兵した⁶⁹。『資治通鑑』巻238「元和五年正月丁卯条」に、

（前略）吐突承瓘が行營に至ったが、（彼の）威令は振わず、（王）承宗と戦うも、しばしば敗れ、左神策大將軍の酈定進が戦死した。（酈）定進は、強く勇ましい大将であったため、（彼の死により、吐突承瓘の）軍隊は士気をくじいた⁷⁰。

とあり、吐突承瓘と王承宗の戦いは順調ではなかった。吐突承瓘の軍は、王承宗の軍と戦ったがしばしば敗れ、最後は左神策大將軍の酈定進も戦死した。このことにより、この戦争で左神策軍の軍勢力や人材も、大きなダメージを受けたことがうかがわれる。

(2) 右神策軍の台頭

元和十五（820）年正月庚子（27）日、憲宗が急死した。『資治通鑑』巻241「元和十五年正月庚子条」に、

（前略）庚子（27日）、（憲宗が）突然に中和殿で崩御された。時の人はみな内常侍の陳弘志が（憲宗を）弑逆したと言ったが、陳弘志の朋党は（この事実を）隠蔽し、陳弘志を討伐せず、ただ（憲宗は）薬で死んだと言い、（そのため）宮城以外の人（この真相）を判明できなかった⁷¹。

69) 吐突承瓘が率いて神策軍を構成した軍將は、神策行營兵馬使の李聽（『旧唐書』巻133より）・左神策軍行營先鋒兵馬使の趙万敵（『册府元龜』巻120より）・左神策大將軍の酈定進（『資治通鑑』巻238より）・左神策外鎮長武城使の高霞寓（『旧唐書』巻162より）など四人がいった。つまり、李聽以外、趙万敵・酈定進・高霞寓の3人は、いずれも左神策軍の人であることが分かる。これによって、吐突承瓘に属して河北へ出兵した左神策軍の兵士は、相当な数量がいることを推測できる。

70) 『資治通鑑』巻238、元和五年正月丁卯条、7671頁

（前略）吐突承瓘至行營、威令不振、與承宗戰、屢敗。左神策大將軍酈定進戰死。定進、驍將也、軍中奪氣。

71) 『資治通鑑』巻241、元和十五年正月庚子条、7777頁

（前略）庚子、暴崩於中和殿。時人皆言內常侍陳弘志弑逆、其黨類諱之、不敢討賊、但雲藥發、外人莫能明也。

とある。ここで、最も注目すべきなのは、陳弘志の朋党の動きである。陳弘志が憲宗を殺し、その朋党がこの事実を隠蔽したと『資治通鑑』は伝える。その朋党について、『資治通鑑』巻241「元和十五年正月条」に、

(右神策) 中尉の梁守謙は宦官の馬進潭・劉承偕・韋元素・王守澄たちと共に太子を擁立し、(左神策中尉の) 吐突承璀及び澧王(の李) 恽を殺し、左・右神策の軍将と兵士に一人五十緡、六軍・威遠(軍の人)に一人三十緡、左・右金吾(衛の人)に十五緡を賜った⁷²⁾。

とある。この内容だけから見ると、右神策中尉の梁守謙と宦官の馬進潭・劉承偕・韋元素・王守澄らが、陳弘志の朋党であったかどうかは、判明しない。しかし、この史料から二つのことが浮かびあがる。一つめは、憲宗が殺されてすぐに、右神策中尉の梁守謙を中心に、宦官たちが穆宗を擁立したことである。順宗・憲宗の場合と違い、穆宗の即位は、右神策中尉を中心とする宦官勢力からの支持を得たことになる。

二つめは、左神策中尉の吐突承璀が殺されたことである。『旧唐書』巻184「吐突承璀伝」に、

惠昭太子が薨ずると、吐突承璀は建議して澧王(の李) 寬⁷³⁾を太子に立てることを願っていたが、憲宗は(吐突承璀の建言を)採用せず、遂王(の李) 宥を(太子に)立てた。穆宗が即位すると、吐突承璀が自分を支持しなかったことを心に抱き、これを誅殺した。敬宗の時、(左神策)中尉の馬存亮は(吐突)承璀の無実の罪を論じたので、詔して彼の冤罪をすすぎ、そこで養子の(吐突)士曄に礼をもって吐突承璀を埋葬させた⁷⁴⁾。

とある。内容の前半部分には、穆宗は、吐突承璀が澧王を支持したため彼を誅殺したというが、最後の部分には、それは冤罪であるとしている。もし、吐突承璀が澧王を支持したというのが事実でないのであれば、彼が殺された理由は、一体何だったのか。そこで、前文の内容をまとめて、元和十五(820)年正月に発生した憲宗の急死を分析してみよう。

宦官の陳弘志が憲宗を殺した後、彼の朋党は、陳弘志を庇護するため、この事実を隠蔽し、

72) 『資治通鑑』巻241、元和十五年正月条、7777頁

中尉梁守謙與諸宦官馬進潭・劉承偕・韋元素・王守澄等共立太子、殺吐突承璀及澧王恽、賜左・右神策軍士錢人五十緡、六軍・威遠人三十緡、左・右金吾人十五緡。

73) 『資治通鑑』は、澧王恽となっている。

74) 『旧唐書』巻184「吐突承璀伝」4769頁

惠昭太子薨、承璀建議請立澧王寬為太子、憲宗不納、立遂王宥。穆宗即位、衛承璀不佑己、誅之。敬宗時、中尉馬存亮論承璀之冤、詔雪之、仍令假子士曄以礼收葬。

宮城以外の人に憲宗は葉で死んだと言った。宮城にいた吐突承曜は、おそらく憲宗が死んだ本当の事実が分かっていたと考えられる。吐突承曜は左神策中尉であり、大明宮にいたことは当然であろう。しかし、吐突承曜は、憲宗を暗殺した陳弘志を討伐しなかった。それはなぜなのか。そこで、次に穆宗の即位の事情を見てみよう。

右神策中尉の梁守謙と宦官の馬進潭・劉承偕・韋元素・王守澄らが共に穆宗を擁立した時、左神策中尉の吐突承曜の名はなかった。そして穆宗が皇帝になると、左神策中尉の吐突承曜と澧王を誅殺した。この宮廷事件で最後に死んだ人は吐突承曜と澧王である。陳弘志は殺されなかった。もし吐突承曜が、陳弘志の朋党であったのなら、陳弘志も一緒に殺されたはずなのに、結局は吐突承曜だけが殺害された。このことから吐突承曜は、陳弘志の仲間ではなかったといえるだろう。

そこで、穆宗を皇帝位に擁立した右神策中尉の梁守謙と馬進潭・劉承偕・韋元素・王守澄らの宦官こそ、陳弘志の朋党ではないかと考えれば、陳弘志が殺されなかったことも合理的であろう。そのため、穆宗が即位すると、梁守謙らは穆宗に進言して、吐突承曜を殺したのである。

皇帝となった穆宗は、自分を擁立した梁守謙を信頼し、また、彼が代表する右神策軍への信用を強めていったと考えることができる。

それから、右神策中尉の梁守謙は、左神策軍を制圧するため、いろいろな政策を施行した。まず、同年の二月に穆宗が左神策軍の軍営を行幸した⁷⁵⁾。行幸の理由について、『資治通鑑』巻241には、穆宗が単に雑技を観覧するため、左神策軍の軍営を行幸したと説明する。穆宗は、左神策中尉の吐突承曜を殺したわずか一ヶ月後、左神策軍の軍営を行幸した。これは、左神策軍を慰撫するためではないかと思われる。それから、吐突承曜の後継者とし、左神策中尉に任命されたのは、馬進潭であった。彼は、陳弘志の朋党とし、右神策中尉の梁守謙と深い関係があった。つまり、この任命により、右神策軍の勢力が左神策軍へ浸透することとなった。

また、同年の十月、吐蕃の侵攻に対し、穆宗は右神策中尉の梁守謙を左・右神策・京西・(京)北行營都監にしている。梁守謙が四千人の神策軍を統率し、神策八鎮の駐屯軍と共に西へ出兵した⁷⁶⁾。このことにより、右神策中尉の梁守謙は左・右神策軍および神策外鎮の軍権をすべて手に入れることができた。ここにおいて左・右神策軍間の勢力が完全に逆転したのである。

75) 『資治通鑑』巻241、元和十五年二月丁丑日条、7778頁

二月、丁丑、上御丹鳳門樓、赦天下。事畢、盛陳倡優雜戲於門内而觀之。丁亥、上幸左神策軍觀手搏雜戲。

76) 『資治通鑑』巻241、元和十五年十月癸未日条、7784頁

癸未、涇州奏吐蕃進營距州三十裏、告急求救。以右軍中尉梁守謙為左・右神策京西・北行營都監、將兵四千人、並發八鎮全軍救之。賜將士裝錢二萬緡。以鄆王府長史邵同為太府少卿兼御史中丞、充答吐蕃請和好使。

おわりに

本論は、左・右神策軍間の勢力の変遷とその原因を明らかにするため、三章にわたって分析を加え考察してきた。以下、その結論を示し、今後の問題点を指摘したい。

徳宗の建中元（780）年以降、朝廷は河北の田悦・河南の李希烈らの反乱を鎮圧するため、関中に駐屯する神策軍のほとんどを関東へ出兵させ、河北・河南・山南の諸軍行営に隷属させた。これにより、当時の神策軍を統括する最高職であった神策都知兵馬使は、名目だけの職となり、実際の軍権は、河北・河南・山南の諸軍行営にいた神策軍の軍将たちがそれぞれ握ることとなった。建中四（783）年、「朱泚の乱」が起こると、諸軍行営に隷属する神策軍は徳宗を救援するため、再び関中に戻り、そのほとんどが李晟の麾下に属することとなった。これによって、李晟が神策軍の統率権を完全に掌握したのである。興元元（784）年、長安を回復した後、徳宗は李晟の影響力を削減するため、李晟及び彼の腹心と一族の人をすべて神策軍から他の職へ異動させた。また、徳宗は神策軍を統括する神策都知兵馬使を廃止し、神策左・右廂（軍）に分けた。さらに、神策軍における自分の利益を拡大するため、監神策左・右廂兵馬使を設置し、側近の宦官にこの職を担当させるにいたった。

興元元（784）年以降、神策左・右廂（軍）から左・右神策軍へ変化する過程で、軍において宦官が担当する職も、単に軍を監督する職から軍を統率する職へ変化した。しかし、左・右神策軍における宦官勢力との関係の緊密さは異なっていた。

右神策軍を構成する軍将は、もとの神策軍からそのまま右神策軍へ残った者が多い。彼らが「奉天定難功臣」「元従奉天定難功臣」の功臣号を持っており、右神策軍の軍将たちは、主に興元元（784）年の「朱泚の乱」の平定に参加した軍人であり、もと李晟の麾下に属した人々であった。つまり、右神策軍の軍将と宦官との関係が親密ではなかったため、軍における宦官の勢力が浸透しなかったといえる。

一方、左神策軍を構成する軍将は、ほとんど地方の藩鎮軍から左神策軍に編入した軍人である。彼らは、興元元（784）年の「朱泚の乱」の平定に参加しなかったため、李晟の麾下に属することがなかった。また、竇文場は、自分と親密な関係がある殿前射生（射生軍）子弟を中心に左神策軍に編入させ、左神策軍における自分の権威を確立した。貞元八（792）年、当時の左神策軍大將軍の柏良器の左遷とともに、宦官勢力が左神策軍の軍権を完全に握った。その結果、竇文場が統率する左神策軍における宦官の勢力が深く及んでいる一方、右神策軍における李晟および功臣集団の影響力も削減している。しかし、ある程度の効果を達したものの、右神策軍における功臣集団の影響力は、依然として、残存していた。そこで、この時期は右神策軍

より、左神策軍と宦官勢力の関係がより密接だったといえる。徳宗朝における左神策軍は、右神策軍より優位を確立していた。

徳宗の貞元十二（796）年から憲宗の元和十五（820）年までの二十五年間は、左神策軍と右神策軍の勢力が逆転した時期である。本来優位だった左神策軍は相対的にその勢力が低下し、劣勢だった右神策軍が優勢となった。

徳宗朝における左神策軍は、その強盛期を迎えた。しかし、順宗朝以来、左神策軍は、人力・軍事の二つの面から衰退していった。人力の面では、徳宗の崇陵を修造する人力の半分を左神策軍が負担したため、左神策軍の人力は疲弊された。軍事面では、河北の王承宗の叛乱を鎮圧するため、吐突承璀が左神策軍を中心に討伐軍を編成し、河北へ出兵したが、王承宗との戦いで、左神策軍の軍事力は、かなり消耗し、大きな損失を受けていた。さらに、元和十五（820）年正月庚子（27）日、憲宗の急死を契機として、梁守謙を中心の右神策軍の宦官勢力は穆宗を擁立し、左神策中尉の吐突承璀が殺され、仲間の馬進潭を左神策中尉とした。これによって、左神策軍と右神策軍の勢力が完全に逆転したのであった。

本論は、徳宗・順宗・憲宗の三朝における左・右神策軍間の勢力の変遷とその原因を検討したが、穆宗以降の変化を論じていない。両軍は、毎回の皇帝の変遷と共にその勢力も変遷し、特に文宗朝になると、左・右神策軍の勢力がまた逆転し、今回は左神策軍の勢力が再び右神策軍の上になり、その優位が唐の滅亡まで維持していた。これらの変化の過程で、唐王朝の政局に対してどのような影響を与えたか。この問題について、今後の課題としたい。

【史料・文献一覧】

1 史料

- 『貞元新定釈教目録』弘教書院、1884
- 『唐会要』中華書局、1955
- 『資治通鑑』中華書局、1956
- 『冊府元龜』中華書局、1960
- 『文苑英華』中華書局、1966
- 『顔魯公集』台湾中華書房、1973
- 『旧唐書』中華書局、1975
- 『新唐書』中華書局、1975
- 『奉天録』中華書局、1985
- 『金石萃編』中国書店、1985
- 『隋唐五代墓誌匯編』天津古籍出版社、1991
- 『唐大詔令集』学林出版社、1992
- 『唐代墓誌彙編』上海古籍出版社、1992
- 『潘下賢集』上海古籍出版社、1994

- 『西安碑林全集』 広東経済出版社・海天出版社、1999
『唐代墓誌彙編統集』 上海古籍出版社、2007
『長安新出墓誌』 文物出版社、2011
『大唐西市博物館藏墓誌』 北京大学出版社、2012
『李文公集』 上海商務印書館、出版年不明

2 文献

a、中国語〔ピンイン順〕

陳寅恪

- 1997：『唐代政治史述論稿』 上海古籍出版社

何永成

- 1990：『唐代神策軍研究』 台湾商務印書館

黄楼

- 2008：「唐德宗“奉天定難功臣”、“元從奉天定難功臣”雜考」『魏晉南北朝隋唐史資料』第24輯、150-164頁
2009：「唐制將考」『魏晉南北朝隋唐史資料』第25輯、169-185頁
2013：「論唐德宗貞元年間神策軍的“六軍化”」『中国史学』卷23、朋友書店、47-57頁
2014：「唐代射生軍考」『史林』2014-1、61-67頁

賈憲保

- 1990：「神策中尉与神策軍」『唐史論叢』第5輯、三秦出版社、130-154頁

賈志剛

- 2001：「唐代中後期供軍使・院及相關問題探討」『魏晉南北朝隋唐史資料』、78-86頁

李鴻賓

- 2000：『唐朝朔方軍研究_兼論唐廷与西北諸族的關係及其演变』 吉林人民出版社
2011：「何文哲墓誌銘再考——兼論粟特人漢化問題」『唐朝的北方辺地与民族』 寧夏人民出版社、141-183頁

頼瑞和

- 2008：「論唐代的檢校郎官」『唐史論叢』第10輯、三秦出版社、106-119頁

呂思勉

- 2014：『隋唐五代史』 上冊、江蘇人民出版社

寧欣

- 2014：「唐後期禁軍擴編述論」『唐研究』卷20、北京大学出版社、281-290頁

齊勇鋒

- 1989：「唐後期的北衙六軍・飛龍・金吾・威遠和皇城將士」『河北學刊』1989年第2期、河北省社會科學院、77-82頁

孫国棟

- 2009：『唐代中央重要文官遷轉途徑研究』 上海古籍出版社

唐長孺

- 1957：『唐書兵志箋正』 科學出版社

吳廷燮

- 1980：『唐方鎮年表』 中華書局

王守棟

2009：『唐代宦官政治』中国社会科学出版社

肖愛玲

2008：『隋唐長安城』西安出版社

嚴耕望

1969：『唐史研究叢稿』新亞研究所

章群

1985：『唐代蕃將研究』聯經出版事業会社

張国剛

1987：『唐代官制』三秦出版社

臧知非

1989：「試論漢代中尉・執金吾和北軍的演變」『益陽師專學報』1989-02、43-49頁

張榮芳

1987：『唐代京兆尹研究』台湾學生書局

趙雨樂

1997：「唐末北衙禁軍的權力基礎—神策五十四都的活動試析」『第三屆中國唐代文化學術研討會論文集』中國唐代學會、523-538頁

張東光

2006：「唐代的檢校官」『晉陽學刊』2006年02期、山西省社會科學院、74-78頁

朱德軍

2016：「唐代關中神策軍規模・供給與唐帝國的衰微」『寧夏社會科學』2016-03、181-187頁

b、日本語 [あいうえお順]

石井仁

1990：「曹魏の護軍について」『日本文化研究所研究報告』26、東北大学文学部日本文化研究施設、215-258頁

越智重明

1961：「領軍將軍と護軍將軍」『東洋學報』卷44号1、1-40頁

小畑龍雄

1959：「神策軍の成立」『東洋史研究』卷18号2、151-172頁

1968：「神策軍の發展」『田村博士頌壽東洋史論叢』田村博士退官記念事業會、205-220頁

中田美絵

2006：「唐朝政治史上の『仁王經』翻譯と法會」『史學雜誌』卷115号3、322-347頁

2011：「八世紀後半における中央ユーラシアの動向と長安仏教界——」『関西大学東西學術研究所紀要』第44輯、153-189頁

丸橋充拓

2006：『唐代北辺財政の研究』岩波書店

室永芳三

1989：「唐内侍省知内侍省事（中）」『長崎大学教育学部社会科学論叢』卷39、長崎大学教育学部、1-10頁

1990：「唐内侍省知内侍省事（下）」『長崎大学教育学部社会科学論叢』卷40、長崎大学教育学部、1-7頁

矢野主税

1954：「唐代宦官権勢獲得因由考」『史学雑誌』巻63号10、山川出版社、920-934頁

1957：「唐末監軍使制について」『社会科学論叢』巻7号、長崎大学学芸学部、17-25頁

横山裕男

1981：「唐の官僚制と宦官 - 中世的側近政治の終焉序説 -」『中国中世史研究』京都大学学術出版会、417-442頁

渡辺孝

2001-a：「唐代藩鎮における下級幕職官について」『中国史学』巻11、中国史学会、83-107頁

2001-b：「唐後半期の藩鎮辟召制についての再検討：淮西・浙西藩鎮における幕職官の人的構成などを手がかりに」『東洋史研究』巻60号1、東洋史研究会、30-68頁

